

承第1号

特定事業契約の変更に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、特定事業契約の変更につき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求める。

平成30年3月5日提出

檀原市長 森下 豊

専決処分書

八木駅南市有地活用事業事業契約の変更について

ただし、別紙のとおり

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成30年1月15日

橿原市長 森下 豊

理由 八木駅南市有地活用事業における複合施設への円滑かつ適正な移転に際し、当該施設の引渡し及び供用の開始の前倒し並びにそれらに伴う維持管理及び運営費用の増加等に係る事業契約の変更につき急を要するため

特定事業契約（八木駅南市有地活用事業事業契約）の変更について

平成27年3月定例会における議決を経て締結した八木駅南市有地活用事業に係る特定事業契約について、当該議決を経た事項中「9,655,693,160円」を「9,671,246,436円」に改める。